

学校法人調布学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人調布学園の役員である理事及び監事の報酬の支給について定める。

(報酬の額)

第2条 学校法人調布学園寄附行為（昭和50年9月9日許可）第7条に定める理事及び第8条に定める監事の報酬額は、別表第1による。

2 役員が、任期満了、辞職及び死亡によりその職を離れるときは、その当月分までの報酬を支給する。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、本学園教職員の支給日の例による。

(旅費)

第4条 役員が校務のため旅行したときは、別表第2による旅費とする。

2 非常勤理事及び監事が会議等の招集に応じ出席したときは、別表3による日額旅費を支給する。

3 旅費の支給方法は、教職員に対し支給する旅費の例による。

(期末手当、勤勉手当)

第5条 理事で6月1日、12月1日に在職するものに、期末手当及び勤勉手当を支給する。

2 期末手当及び勤勉手当の額は、教職員の例による支給割合及び支給方法によって支給する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の第2条に規定する別表第1中「80,000円」とあるのは、平成6年度中は「160,000円」と読み替えて適用する。

附 則

1 この規程は、平成7年7月1日から施行し、平成7年4月1日以降支給する報酬から適用する。

2 第2条第1項に規定する別表第1中の理事長の月額報酬額は、職員の給与改定時に同改正率による引上を行うものとする。ただし、理事長は、改正に際し改正率を引き下げて実施することができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 第1（第2条関係）

（令和2年4月1日 適用）

職 名		報 酬 額	備 考
理 事 長		月 額 1,070,000 円	
理 事	常 勤 （兼職）	月 額 75,000 円	寄附行為第7条 理事
	常 勤 （週2日以上）	月 額 460,000 円	〃
	常 勤 （週2日未満）	月 額 200,000 円	〃
	非 常 勤 （週1日以内）	月 額 50,000 円	〃
監 事		月 額 50,000 円	

別表 第2（第4条 第1項関係）

区 分	支 給 額	備 考
交 通 費	目的地までの往復交通費	
宿 泊 費	1泊につき 25,000 円	
日 当	4,000 円	開催時間の関係で前日出発の場合は 1／2
一 時 金	中高教職員の率に準じる	

別表 第3（第4条 第2項関係）

区 分	評議員会への出席又は監査執行を行ったときの旅費
非常勤理事及び監事	10,000 円